



コラム:3.11 東日本大震災に伴う外国人研究関連者の出入国状況

2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害(東日本大震災)は、少なからず日本の研究現場にも衝撃を与え、特に「外国人研究者が海外に戻った」、「日本へ海外から研究者が来なくなっている」など日本の研究活動に従事する外国人の流動に関する懸念を聞くことがあった。そのため昨年このコラムで、その動きの一端を追うべく、法務省が毎月公表している出入国管理統計の在留資格ごとの出入(帰)国者数を用いて、外国人研究関連者の動きの分析をした。2011年の5月までのデータを用いて、東日本大震災は、外国人研究関連者の出入国に影響を及ぼしたことが認められたが、比較的短期間の中で例年並みに落ち着きを取り戻しているようであると述べたが、その後のデータが公表されたのでそれらを紹介したい。

この分析における外国人研究関連者とは、現在27種類ある在留資格のうち、「教授」と「研究」の在留資格を交付された者とする。在留資格の「教授」で認められる活動は、本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をすることである。また、「研究」で認められる活動は、本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事することである。従って、この2つのうちいずれかの在留資格を持つ者は、研究活動に携わっていると考えられる。なお、日本で「教授」および「研究」の活動に従事している外国人研究関連者は、それぞれ8,050人と2,266人であり、合計1万人程度の規模である(法務省登録外国人統計表2010年)。

まず、日本からの外国人研究関連者の出国の状況はどうなっているか。図表2-1-18は、2009年1月から2011年の12月まで各月の外国人研究関連出国者数の変動である。(A)から、出国者数は月毎に変動することと、その月毎の変動が2009年～2011年の比較から安定していることが分かる。それにならない、2011年3月を見ると、明らかに前年より出国者数が増加していることが分かる。前年同月比で

1,621人増(61%増)の出国であり、3月に起こった事象の影響であると推測できる。なお、2011年4月以降は、前年同様の出国者数となっている。

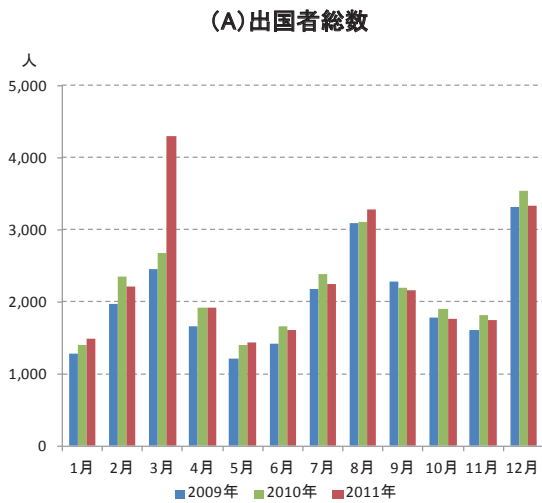
また、出国者総数の内訳として、(B)出国者のうち、再入国許可のある者の数と(C)出国者のうち、再入国許可のない者の数を見てみよう。2011年3月に見られた大幅な出国者の増加は、その大部分が再入国許可を持つ者の出国であったことが分かる。再入国許可とは、日本において在留資格を持つ外国人が在留期間内に一時的な用務等により日本を出国した後、再び日本に入国する際に新たに査証(ビザ)を取得する必要がなく、入国の手続きの煩雑さが軽減されるものである。

では、日本への外国人研究関連者の入国の状況はどうなっているか。図表2-1-19は、2009年1月から2011年の12月まで各月の外国人研究関連入国者数の変動である。こちらも出国の場合と同様に、月毎に入国者数は変動していることと、その変動が2009年～2011年の比較から安定していることが分かる。それにならない、2011年3月を見ると、前年と同様であるが、4月と5月は前年同月比で843人増(52%増)、424人増(21%増)の入国となっている。なお、2011年6月以降は、前年同様の入国者数となっている。

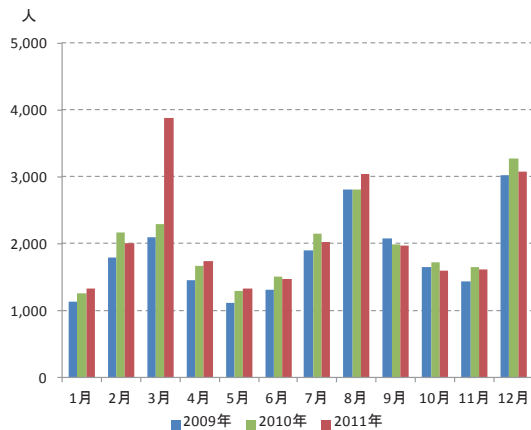
このように、最新のデータも勘案しまとめると、東日本大震災は、外国人研究関連者の出入国に影響を及ぼしたことが認められたが、比較的短期間の中で例年並みに落ち着きを取り戻したと言える。イギリスの政府首席科学顧問が日本からの退避の必要性はないと見解を公表したことや、各研究機関における外国人研究関連者へのきちんとした対応が功を奏したとも考えられる。一方で、法務省は高度な能力や資質を有する外国人を受け入れるために、「高度人材に対するポイント制による優遇制度」を2012年5月より導入した。この取り組みにより、外国人研究関連者が日本に来るインセンティブをうみだせると良いと考える。

(阪 彩香)

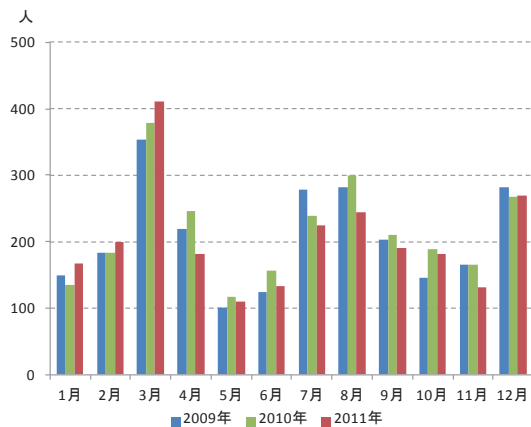
【図表 2-1-18】 日本からの外国人(研究関連目的の在留資格を有する)出国者数の変化



(B) 出国者のうち、再入国許可のある者の数

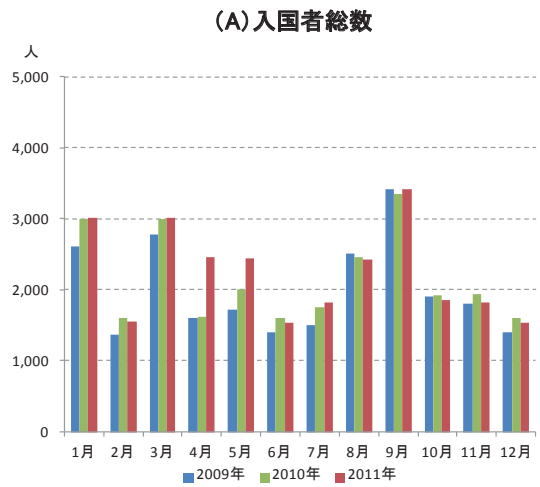


(C) 出国者のうち、再入国許可のない者の数

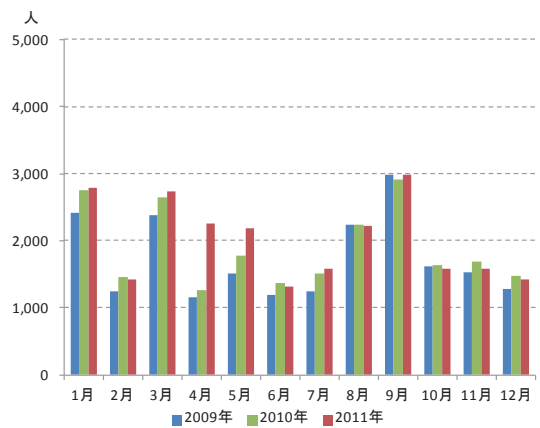


注:1)2012年2月24日現在のデータである。
 2)在留資格が「教授」と「研究」を分析対象とする。
 資料:法務省、「出入国管理統計統計表」を基に、科学技術政策研究所が集計。
 参照:表 2-1-18

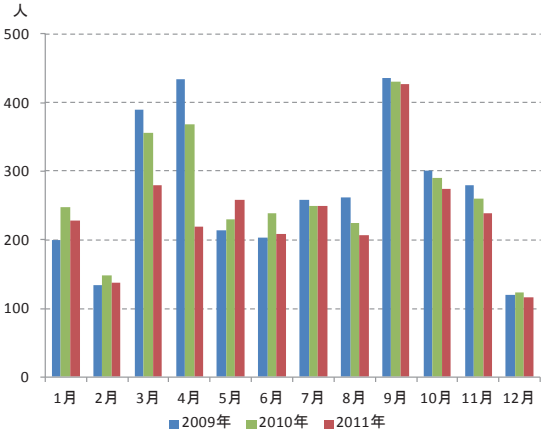
【図表 2-1-19】 日本への外国人(研究関連目的の在留資格を有する)入国者数の変化



(B) 入国者のうち、再入国許可のある者の数



(C) 入国者のうち、新規入国者の数



注:図表 2-1-18 と同じ。
 資料:図表 2-1-18 と同じ。
 参照:表 2-1-19